

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業として適法性を確保し社会的責任を果たすべく、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。株主、お取引先、従業員を含む全てのステークホルダーに評価され、企業価値を高めることを目的にコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

1. コーポレート・ガバナンス体制

当社では、会社の機関として取締役会のみならず経営会議を組織し、経営会議は週1回以上、取締役会は月1回以上開催しており、経営の基本方針その他重要事項を決定し、業務執行状況の指揮・指導にあたっております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は3名で構成され、1名は常勤監査役であり、社外監査役は2名(内1名は独立社外監査役)であります。3名の監査役による監査は有効に機能しており、社内及び子会社監査を適時実施するとともに、取締役会その他、経営会議、その他重要会議または委員会に出席し、取締役の職務執行を監査する体制としております。

また、法令遵守の重要性を鑑み、コンプライアンス体制を整備し、同情報を得やすくするとともに、役員、従業員が業務執行上常に遵法意識を持つことを推進しています。同時に顧問弁護士、公認会計士には適法性の観点から経営、業務執行全般に対し適時必要なアドバイスを受けております。

なお、会社と社外取締役、社外監査役、顧問弁護士、公認会計士との人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はありません。

2. 適時開示に関する考え方

株主及びお取引先、従業員を含む全てのステークホルダーに対し、経営に関する重要な情報を迅速かつ的確に情報開示することによって、公正かつ透明性の高い経営を推進して参ります。

証券取引所への適時開示の他、ホームページ上での情報開示などのIR活動も推進して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

現在、海外投資家の株主比率は相対的に低いと考えており、議決権の電子行使や英語での情報提供を行っておりません。今後、株主構成の変化やコストを勘案のうえ、議決権の電子行使や招集通知の英訳等の対応について検討してまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (i) 当社の企業理念や経営戦略、経営計画については、当社ホームページに開示しております。
- (ii) コーポレートガバナンスの基本方針は本報告書及び当社ホームページに開示しております。
- (iii) 取締役(社外取締役を除く)の報酬は、株主総会で限度額を決議しており、その範囲内で取締役会にて決定しております。個別の報酬は役位ごとの基準と業績による評価により取締役会で決定しております。
- (iv) 取締役候補者の指名に際しては、人格・識見・実行力ともに優れ、当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、取締役会で決定しております。
監査役候補者の指名に際しては、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不偏の態度を保持できるか等を勘案して、監査役としての適格性を慎重に検討した上で行っております。なお、監査役候補者の選任については、監査役会の同意を得て、取締役会で決定しております。
- (v) 社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を、定時株主総会の招集通知において開示しております。社外取締役・社外監査役を除いた取締役・監査役候補者につきましても、来年度以降は、定時株主総会の招集通知等において個別の選任理由を開示する予定です。

【補充原則3-1-2 情報開示の充実】

現在、海外投資家の株主比率は相対的に低いと考えており、今後、株主構成の変化に伴い、英語での情報提供を、それに係るコストを勘案のうえ検討してまいります。

【原則4-7、原則4-8、補充原則4-8-1、補充原則4-8-2 独立社外取締役の役割・責務、有効な活用、独立性判断基準及び資質】

当社では、現在、独立社外取締役は選任しておりませんが、取締役会において、社外取締役の意見を積極的に会社の経営に反映させ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう取組んでおります。

今後、独立社外取締役の選任や活用方法については、コーポレートガバナンスの強化を含め検討してまいります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

今後、独立社外取締役の独立性判断基準の策定に関しては、東京証券取引所の基準を勘案し検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

取締役候補者の指名については取締役会で決定し、取締役の報酬については株主総会で承認された範囲内において取締役会で決定しております。

任意委員会設置は予定しておりませんが、今後独立社外取締役の選任に関する検討と合わせて、取締役の指名・報酬などの決定方法についても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社における政策保有株式は、取引先との長期的・安定的な関係の構築や、営業推進などを目的として、当社の中長期的な企業価値向上の観点から保有しているものであります。

当社は、政策保有株式の議決権行使に当たっては、提案されている議案について、株主価値の毀損に繋がるものではないか等、議案の趣旨確認等、精査した上で、議案ごとに賛否を決定して行使致します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規則において、会社と取締役間の取引及び取締役の競業取引について、取締役会での決議を求めています。また、取締役会はこの取引に関する重要な経過について担当の取締役等より報告を聴取いたします。

【原則3-1 情報開示の充実】

上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社取締役会は、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督を行います。また、取締役会において中期経営計画及び年度予算を策定し、計画を達成するための取締役の職務権限と担当職務を明確にし、職務執行の効率化を図っております。

以上の概要につきましては、有価証券報告書及び本報告書にて開示しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

【補充原則4-11-1 取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会の人数は、現在5名で、実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要にしてかつ適切な人数で構成されております。また取締役会における多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して、取締役候補者を選任しております。

【補充原則4-11-2 取締役会の実効性確保のための前提条件】

社外取締役及び社外監査役をはじめ、取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役及び監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めております。なお、重要な兼職の状況は、定時株主総会招集通知の事業報告に開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その運営状況について、社外取締役及び社外監査役も含め、取締役・監査役による意見交換を通じ、都度見直しを行っております。

2015年度においては、取締役会は16回開催され、経営戦略やコーポレートガバナンス、設備投資等の様々な経営課題、業務執行について活発な議論が行われました。現在の当社取締役会は実効性があるものと評価しております。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニング】

当社では、社外取締役に対して企業理念、行動指針、経営方針、事業活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に、就任時に、これらに関する情報提供を行っております。

また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対して、就任後も継続的に、金融機関や会計事務所等を通じた外部セミナーへの参加、人的ネットワーク作りを推奨しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、職能担当役員が人事総務部、経理部等のIR活動に関連する部署を統轄し、日常的な部署間の連携を図っております。また、現在、年2回年次(中間)報告書を送付しており、今後、ホームページ上で新たな情報を開示することにより、さらに株主との建設的な対話に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
兼松株式会社	4,324,619	30.82
カネヨウ取引先持株会	524,000	3.73
株式会社三菱東京UFJ銀行	490,662	3.50
松井証券株式会社	449,000	3.20
三井住友海上火災保険株式会社	422,000	3.01
東京海上日動火災保険株式会社	421,986	3.01
楽天証券株式会社	266,000	1.90
株式会社オーノ	250,000	1.78
濱崎 俊英	160,000	1.14
天野 豊	130,000	0.93

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
郡司 高志	他の会社の出身者							○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
郡司 高志		当社の筆頭株主である兼松株式会社の取締役専務執行役員であります。	郡司氏は経営全般において豊富な経験を有しており、当社の経営判断に関し、適切なアドバイスを受け、且つ経営判断の透明性を確保するため社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人による、監査報告会を年2回開催しているほか、会計監査人の監査計画が事前に報告されており、毎月実施される会計監査時に適宜意見交換を行い、会計監査の状況や会社の業績、財政状態に影響を与える事項、課題について情報の共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
作山 信好	他の会社の出身者									○				
小川 荘平	他の会社の出身者													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
作山 信好		当社の筆頭株主である兼松株式会社の取締役常務執行役員であります。	作山氏はこれまで培ってきたビジネス経験と幅広い見識を有しており、取締役の職務執行の適法性確保に監査機能を発揮していただくため社外監査役として選任しております。
小川 荘平	○	当社の筆頭株主である兼松株式会社の社外監査役であります。	小川氏は金融関係業務で培った幅広い実務経験による財務、会計に関する高い見識を有しており、取締役の職務執行の適法性確保に監査機能を発揮していただくため社外監査役として選任しております。同氏は主要株主の監査役であるものの、社外監査役であり、業務執行者ではないこと、又、当社の主要取引金融機関の業務執行者でありましたが、既に退任しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく独立した立場からの監督という役割及び機能は十分に確保されていると考え独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

社外監査役は定期的開催される監査役会に出席するとともに、毎月開催される取締役会及び臨時取締役会にも出席するなど、経営の透明性確保と経営監視・監査の機能を高めるための活動を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、中期経営計画の遂行途上であり、未だ無配となっておりますので、取締役へのインセンティブより株主様への還元を優先的に考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役、監査役別に支払った報酬総額を開示しております。

平成27年4月1日～平成28年3月31日の期間において、取締役及び監査役に支払った報酬の額
取締役を支払った報酬 29,333千円
監査役を支払った報酬 11,766千円
計 41,099千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の情報収集や監査業務を円滑・効率的に行なうため、取締役会及び経営会議等の資料や申請書は事前に配付し、十分準備の整う体制を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は毎月開催し、経営方針等の重要事項に関する意思決定を行っております。又、必要がある場合、適宜臨時取締役会を開催し、意思決定の迅速化を図っております。更に、常勤取締役、常勤監査役で構成する経営会議を設けて毎週開催し、取締役会決議事項及び報告事項の事前審議等活発な意見交換の場としております。

監査役は期初に立てた監査方針、監査計画に基づき、取締役会をはじめ重要会議への出席、取締役へのヒアリング、営業部門、管理部門等の実査及びヒアリング、子会社の調査等を実施し、業務監査及び会計監査を行っております。又、会計監査人と情報及び意見を交換し、密接な連携を保っております。

内部監査につきましては、内部統制統括の取締役1名と内部監査担当部署が内部監査計画を立案し、社内各部門及び子会社に対して実地監査及び書面監査を実施しております。監査に当たっては関連法規、経営方針、事業計画、社内諸規定についての適合性を調査し、指摘事項の改善指導により会社の財産の保全、経営の健全性・効率性の保持に努めております。

当社では、内部統制機能の強化を目的として、各種委員会を設置しており、内部統制担当部署が事務局となって活動状況の報告や意見交換を行っております。

当社の金融商品取引法監査及び会計監査を行う会計監査人は新日本有限責任監査法人であります。業務執行社員は、梅原隆氏及び上田美穂氏で、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社制度を採用しております。

当社の取締役会は取締役5名で構成され、うち1名が社外取締役であります。

取締役の監督強化に関しては、社外取締役1名にて経営者による説明責任の確保や経営方針等の方向性について担保されていると考えております。

監査役会は3名で構成され、うち2名が社外監査役であります。各監査役はそれぞれ独立の立場で監査の実効性を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページには、株主・投資家様向けに公開情報のページを設けております。決算公告、決算短信、適時開示情報等をタイムリーに掲載するよう努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	人事総務部内にIR担当者を置き、経理部など関係部署との協力体制をとっております。 連絡先 電話06-6243-6500	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

社内に内在するリスクを総合的に評価し、業務の有効性・効率性を追求するとともに財務報告の信頼性を確保するため、内部統制委員会を設置し、内部統制システムを構築して参ります。

体制の整備状況は以下のとおりであります。

1. 情報管理につきましては、会計帳簿及び、貸借対照表ならびに会社の基本的権利に関する契約及び財産に関する証書、その他これに準ずる文書の保管、保存及び破棄に関する基準を定めております。また、会社の重要な資産としての情報安全管理、個人情報保護などコンプライアンスとしての情報安全管理を目的として、社内ネットワーク利用規定を定めセキュリティ強化も図っております。
2. 業務上発生し得るリスクに対しては、職務権限規定ならびに組織・業務分掌規定に基づきそれぞれ担当部署を定め、社内規定やガイドラインを制定、研修などを通じて周知徹底を図っております。また、必要に応じ社内横断的な委員会を設置し、リスクのコントロールを行っています。ビジネスリスク極小化のため、職務権限規定に基づいた社内稟議体制を構築しており、投資リスクをコントロールし、財務経理規定に基づき相場リスクを、審査法務規定に基づき信用リスクを、横断的委員会の一つである新規商材取扱承認委員会に基づき商品リスクをそれぞれコントロールしております。
3. コンプライアンスについては、企業の法令遵守の重要性に鑑み、コンプライアンス委員会を設置し、社内コンプライアンス体制の強化を図っております。コンプライアンスマニュアルを整備し、経営トップから全従業員までに周知徹底しております。また、コンプライアンス委員会への情報集中を一段と強化し、直接報告・相談ができるホットライン制度も導入しております。
4. 会計記録の適正を期するとともに、業務が適正に遂行されているか監視するために、監査役監査基準を定め、案件毎に内部監査チームを構成し、内部監査を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、コンプライアンスマニュアルに反社会的勢力に対する行動指針を定めており、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とはいかなる取引も行わないことを社員全員に周知徹底しております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況としては、大阪府企業防衛連合協議会に所属し、情報を共有することにより、平素から連携を密にしております。また反社会的勢力より不当要求を受けた場合に備えて、人事総務部を全社的対応・情報集約部署と位置付け、警察や弁護士等の外部機関と連携対応する体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項